

は　じ　め　に

商業統計調査は、わが国の商業の実態を明らかにするため、統計法に基づく指定統計（第23号）として、通商産業省所管により、全国のすべての商店を対象に実施されております。

昭和27年に第1回調査が行われ、昭和51年までは2年ごとに、その後は3年ごとに行われています。

昭和60年の第16回目の調査からは、「卸売・小売業調査」と「一般飲食店調査」が分割され、今回は、平成3年の「卸売・小売業調査」につづく「一般飲食店調査」です。

ここに公表する調査結果報告書は、平成4年10月1日現在で実施しました一般飲食店調査について、奈良県分を独自に集計したものです。

近年、消費者ニーズの高度化、多様化に伴い、従来とは異なった経営方法を取り入れるなど、外食産業の構造変化は目ざましいものがあります。

そこで、今回調査では、車社会において来客用駐車場の有無が、一般飲食店にどのような影響を与えていたかを見るため、新たに来客用駐車場に関する項目が加えられました。

この報告書が、本県の一般飲食店の実態把握はもとより、行政施策上の基礎資料として、また、商店経営や経済分析の資料として、幅広くお役立ていただければ幸いです。

なお、この調査の実施にあたり、多大の御協力をいただきました商店の皆様方をはじめ、直接調査にあたられた統計調査員並びに市町村の方々に、改めて厚くお礼申し上げます。

平 成 5 年 3 月

奈良県企画部長

南浦 純一郎

目 次

利 用 上 の 注 意 -----	1
調 査 結 果 の 概 要 -----	7
1. 商店数 -----	8
2. 従業者数 -----	10
3. 年間商品販売額 -----	12
4. 来客収容人員数 -----	14
5. セルフ・サービス方式採用の有無 -----	16
6. フランチャイズ・チェーン加盟の有無 -----	16
7. 来客用駐車場の有無 -----	16
統 計 表	
第 1表 産業分類別、商店数、従業者数、年間商品販売額、来客収容人員数の推移 -----	19
第 2表 産業分類別、営業時間階級別の商店数、従業者数、年間商品販売額、来客収容人員数 -----	20
第 3表 産業分類別、従業者規模別、開設年別の商店数 -----	22
第 4表 産業分類別、来客収容人員規模別の商店数（法人・個人別、本・支店別）、従業者数（法人・個人別）、年間商品販売額（法人・個人別） -----	26
第 5表 産業分類別、従業者規模別、料理提供時間別の商店数、従業者数、年間商品販売額 -----	28
第 6表 産業分類別、従業者規模別、セルフ・サービス方式採用の有無別、フランチャイズ・チェーン加盟の有無別の商店数、従業者数、年間商品販売額 -----	32
第 7表 産業分類別、主力商品の平均価格別の商店数、従業者数、年間商品販売額、来客収容人員数 -----	36
第 8表 従業者規模別、主力商品の平均価格別の商店数、従業者数、年間商品販売額、来客収容人員数 -----	41
第 9表 業態別の商店数（法人・個人別、本・支店別）、従業者数、年間商品販売額、来客収容人員数 -----	53

第10表 業態別、産業分類別の商店数、従業者数、年間商品販売額、来客収容人員数	-----	54
第11表 業態別、従業者規模別の商店数、従業者数、年間商品販売額、来客収容人員数	---	55
第12表 業態別、年間商品販売額階級別の商店数、従業者数、年間商品販売額、来客 収容人員数	-----	63
第13表 業態別、従業者規模別、料理提供時間別、セルフ・サービス方式採用の有無別、 フランチャイズ・チェーン加盟の有無別の商店数、従業者数、年間商品販売額、 来客収容人員数	-----	71
第14表 市町村別、産業分類別の商店数、従業者数、年間商品販売額、来客収容人員数	---	77
第15表 市町村別、商店数、従業者数、年間商品販売額、来客収容人員数の対前回比較表	--	78
第16表 市町村別、年間商品販売額階級別の商店数、従業者数（男女別）、年間商品販 売額、来客収容人員数	-----	79
第17表 産業分類別、従業者規模別、駐車場の有無別の商店数、従業者数、年間商品販 売額、収容台数	-----	89
第18表 産業分類別、来客専用駐車場収容台数区分別、年間商品販売額階級別の商店数、 従業者数、年間商品販売額、収容台数	-----	93
第19表 産業分類別、来客用駐車場の有無別の商店数、従業者数、年間商品販売額、収容 台数、1人当たりの年間商品販売額	-----	99
付 錄		
平成4年商業統計調査票（丙）様式	-----	101

利 用 上 の 注 意

1 商業統計調査（一般飲食店）の概要

① 調査の目的

全国の一般飲食店をもれなく調査して、商店数、従業者数、年間商品販売額等を業種別、規模別、地域別に把握し、一般飲食店の実態を明らかにすることを目的としている。

② 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）による。

③ 調査の期日

平成4年10月1日

④ 調査の範囲

日本標準産業分類による大分類I－卸売・小売業、飲食店のうち、中分類59－一般飲食店（以下「飲食店」という。）に属する事業所。

ただし、そのうち次に掲げる事業所は除かれる。

ア 国に属する事業所。（地方公共団体経営の事業所は対象となる。）

イ 営業場所が一定しないもの又は固定設備がないもの。（露店、屋台、移動販売等）

ウ 出入りに入場料を必要とする施設の中にあるもの。

エ 調査期日前、引き続き3か月（7、8、9月）以上休業しているもの。

調査の対象となるもの

（定 義）

一般飲食店とは、直ちにその場所で主として料理又はその他の食料品を飲食させる事業所及び主としてコーヒー、紅茶等のアルコールを含まない飲料を飲食させる事業所。

（別表1　[一般飲食店の業種分類表] 参照）

調査の対象から除くもの

飲食店を営む事業所のうち「中分類60－その他の飲食店」に属する下記の事業所は、調査の対象から除く。

（定 義）

その他の飲食店とは、主として遊興飲食させる事業所及び主としてアルコールを含む飲料を飲食させる事業所。

[その他の飲食店の業種分類表]

業種名	定義	例示
1 料亭	主として日本料理を提供し、接待して客に遊興飲食させる事業所	料亭、割烹店、待合など
2 バー、キャバレー、ナイトクラブ	主として洋酒及び料理を提供し、接待して客に遊興飲食させる事業所	バー、スナックバー、キャバレー、ナイトクラブなど
3 酒場、ビヤホール	大衆的設備を設け、主として酒類及び料理をその場所で飲食させる事業所	大衆酒場、焼鳥屋、おでん屋、もつ焼屋、ビヤホールなど

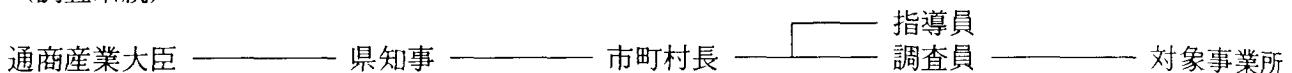
⑤ 調査の単位

飲食店を営んでいる場所ごとに、その事業所を調査単位とする。従って、同じ会社、同じ経営者でも本店、支店ごとに調査の対象となる。

⑥ 調査の方法

調査は、調査票（本書末尾参照）を各飲食店に配付し、申告義務者が自ら記入する方法（自記申告方式）により調査した。

（調査系統）



2 業種分類について

- ① 今回の調査では、より詳細な業種間の構造変化の実態を把握するため、前回調査までの「中華料理店・その他の東洋料理店」及び「その他の一般飲食店」について、業種の細分化が行なわれた。

〔業種細分表〕

平成元年調査業種	平成4年調査業種
5914 中華料理店・その他の東洋料理店	5914 中華料理店・その他の東洋料理店
59141 中華そば店(麺類主体の店)	59141 中華そば店(麺類主体)
59142 中華料理店	59142 中華料理店
59143 東洋料理店	59143 焼肉店
	59144 東洋料理店
5999 その他の一般飲食店	5999 その他の一般飲食店
59991 ハンバーガー店	59991 ハンバーガー店
59999 その他の一般飲食店	59992 お好み焼店
	59999 その他の一般飲食店

- ② 本報告書中、業種分類については、基本的に今回調査業種を用いているが、対前回比較等の場合は、平成元年調査業種を用いた。

3 主な用語の説明

① 従業者数

平成4年10月1日現在で、この店の業務に従事している会社、団体の有給役員、常時雇用従業者、個人事業主及び無給家族従業者の合計である。

② 年間商品販売額

平成3年10月1日から平成4年9月30日までの1年間の販売額をいい、1年間に満たない途中開設の場合は、その間の実績とした。

なお、平成元年4月から導入された消費税を含んだ額である。

③ 来客収容人員数

来客を通常の状態で収容できる人員数をいう。

4 業態分類について

各業種を業態別に分類することについては、次の〔一般飲食店の業態分類のための機能表〕による。

[一般飲食店の業態分類のための機能表]

価 格 業 種	ファースト・フードタイプ 店			ファミリー・レストランタイプ 店		カジュアル・レ ストランタイプ 店	ディナー・レス トランタイプ 店
	300円 未満	300円 以上 500円 未満	500円 以上 700円 未満	700円 以上 1,000円 未満	1,000円 以上 1,500円 未満	1,500円 以上 2,000円 未満	2,000円 以上
一般食堂							
日本料理店							
西洋料理店							
中他 華の 料東 理洋 店料 ・理 店	中華そば店						
	中華料理店						
	焼肉店						
	東洋料理店						
そば・うどん店							
すし店							
喫茶店							
その他の飲食店	ハンバーガー店						
	お好み焼店						
	その他の一般飲食店						

注I.

項目 業態別	来客1人当たりの 消 費 金 額	料 理 提 供 時 間	セ ル フ・サ ー ビ ス 方 式 採 用 の 有 無	来 客 収 容 人 員 数
ファースト・フードタイプ 店	700円未満	3分未満		
ファミリー・レストランタイプ 店	500円以上 1,500円未満	3分以上	採用していない	約80席以上
カジュアル・レストランタイプ 店	1,500円以上 2,000円未満	3分以上	採用していない	
ディナー・レストランタイプ 店	2,000円以上	10分以上	採用していない	

注II. 焼肉店、喫茶店、お好み焼店は業態格付けから除外する。

5 統計表上の注意

- ① 記号 「-」 : 実績数値がないもの。
 「0」 : 単位未満のもの。
 「X」 : 商店数が1又は2のため秘匿したもの。また、商店数が3以上であっても、差し引きによる判明をさけるため秘匿したもの。秘匿した数値は合計額に含めるか、若しくは最寄りの()内の数値に合算してある。
- ② 構成比、対前回比は単位未満四捨五入しているため、構成比にあっては、内訳と合計が一致しない場合がある。

6 その他の

- ① この報告書は、主要調査項目について県が集計したもので、後日通商産業省が公表する数値と若干相違する場合がある。
- ② この報告書についての照会先

〒630 奈良市登大路町
 奈良県企画部統計課
 産業統計係
 TEL 0742-22-1101
 (内線2623・2624)

[平成4年商業統計調査(丙)に用いる業種分類表]

産業分類			業種分類	業種名
中分類番号	小分類番号	細分類番号	番号	
5 9	591	5911		一般飲食店
		5912		食堂・レストラン
		5913		一般食堂
		5914		日本料理店
			59141	西洋料理店
			59142	中華料理店・その他の東洋料理店
			59143	中華そば店(麺類主体の店)
			59144	中華料理店
	592	5921		焼肉店
	593	5931		東洋料理店
	594	5941		そば・うどん店
	599		59991	そば・うどん店
			59992	すし店
			59993	すし店
			59994	喫茶店
			59995	喫茶店
			59996	その他的一般飲食店
			59997	ハンバーガー店
			59998	お好み焼店
			59999	その他的一般飲食店
				(ハンバーガー店及びお好み焼店を除く。)

別表1 [一般飲食店の業種分類表]

業種名	定義	例示
1. 一般食堂	主として主食をその場所で飲食させる事業所（日本料理店、西洋料理店、中華そば店、中華料理店、焼肉店、東洋料理店を除く。）	食堂、大衆食堂、お好み食堂など
2. 日本料理店	主として特定の日本料理（そば・うどん店、すし店を除く。）をその場所で飲食させる事業所（主として遊興飲食させる事業所を除く。）	てんぷら料理店、うなぎ料理店、川魚料理店、精進料理店、鳥料理店、釜めし店、お茶漬店、にぎりめし店、沖縄料理店、とんかつ料理店、郷土料理店、かに料理店、牛丼店、ちゃんこ料理店、しゃぶしゃぶ店など
3. 西洋料理店	主として西洋料理をその場所で飲食させる事業所	グリル、レストラン、フランス料理店、ロシア料理店、イタリア料理店、スペゲッティ料理店、ピザ料理店など
4. 中華そば店 (麺類主体の店)	主として中華そば（中華料理店、焼肉店、東洋料理店を除く。）をその場所で飲食させる事業所	中華そば店（ラーメン店）、長崎ちゃんぽん店など
5. 中華料理店	主として中華料理（中華そば店、焼肉店、東洋料理店を除く。）をその場所で飲食させる事業所	中華料理店、上海料理店、北京料理店、台湾料理店、ぎょうざ店、四川料理店、広東料理店など
6. 焼肉店	主として焼肉（東洋料理店を除く。）をその場所で飲食させる事業所	焼肉店
7. 東洋料理店	主として東洋料理（中華そば店、中華料理店、焼肉店を除く。）をその場所で飲食させる事業所	朝鮮料理店、韓国料理店、印度料理店、カレー料理店、タイ料理店など
8. そば・うどん店	主としてそば及びうどんをその場所で飲食させる事業所	日本そば店、うどん店
9. すし店	主としてすしをその場所で飲食させる事業所	すし店
10. 喫茶店	主としてコーヒー、紅茶、清涼飲料及び簡易な食事をその場所で飲食させる事業所	喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、スナック（喫茶を主とするもの）など
11. ハンバーガー店	主としてハンバーガーをその場所で飲食させる事業所	ハンバーガー店
12. お好み焼店	主としてお好み焼をその場所で飲食させる事業所	お好み焼店、もんじゃ焼店
13. その他の一般飲食店	主として大福、今川焼、ところ天、汁粉、湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所	大福店、今川焼店、氷水店、甘酒店、汁粉店、ドーナツ店、フライドチキン店、アイスクリーム店など